

株 主 各 位

愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1

## 株式会社中京医薬品

代表取締役社長 山 田 正 行

### 第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- |            |   |                                                                                                                      |
|------------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日       | 時 | 平成27年6月24日（水曜日）午前10時30分                                                                                              |
| 2. 場       | 所 | 愛知県知多郡東浦町大字緒川字旭6-2<br>イオンモール東浦エンジョイライフ館1F<br>ル グラン ジュール<br>（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）<br><u>※昨年の会場から場所が変更になりました。</u> |
| 3. 目 的 事 項 |   |                                                                                                                      |
| 報 告 事 項    |   | 第37期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）<br>事業報告および計算書類の内容報告の件                                                                  |
| 決 議 事 項    |   |                                                                                                                      |
| 第1号議案      |   | 剰余金の処分の件                                                                                                             |
| 第2号議案      |   | 取締役8名選任の件                                                                                                            |

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・定時株主総会終了後の「株主懇談会」は予定をしております。ご了承くださいますよう、お願い申し上げます。
  - ・株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.chukyoiyakuhin.co.jp>)に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による成長戦略に基づく経済対策や金融緩和による円安・株高が進行し、国内景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方では、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動や海外経済動向など、先行きについては、依然不透明な状況が続いております。

このような環境の中で、当社は「もっと健康、ずっと幸せ。」を企業スローガンとして定め、お客様が心身共に健康で幸せな社会生活を営むことに貢献し続けていくことを使命として捉え、より一層お客様に「健康」と「幸福」をお届けできる企業を目指すために邁進してまいりました。さらに、お客様本位の営業を徹底し営業効率の向上と販売費及び一般管理費の削減による財務基盤の強化にも取り組みました。

家庭医薬品等販売事業におきましては、効率的となった営業体制と強固な財務基盤を維持継続しつつ、中期経営計画に基づき利益を重視した経営戦略を推進してまいりました。

またアクアマジック事業部で展開いたしております売水事業につきましては、これまでのTwo-Way方式の拡大に加え、ボトルの回収が不要なOne-Way方式においても注力し、全国展開による営業エリア拡大と顧客数の増加など事業拡大に努めました。

それにより、営業活動によるキャッシュフローの創出(資金の増加)、家庭医薬品等販売事業の小売部門および売水事業部門のセグメント利益を確保したものの、消費税増税による反動や家庭医薬品等販売事業の卸売部門の除菌消臭剤関連商品における旧パッケージの関連商品および資材の廃棄、また一部の商品について簿価の切下げ(評価減)をしたことなどにより損失を計上することとなりました。

その結果、当事業年度における売上高は6,018百万円(前期比10.4%減)、営業損失は267百万円(前期は営業利益197百万円)、経常損失は253百万円(前期は経常利益209百万円)、当期純損失は182百万円(前期は当期純利益130百万円)となりました。

イ．当事業年度における売上高の内訳

|                                                                         |                    | 主 要 品 目        | 売上高(千円)   | 構成比(%) |
|-------------------------------------------------------------------------|--------------------|----------------|-----------|--------|
| 配<br>置<br>品<br>等                                                        | 常 備 配 置 薬          | 風邪薬、胃腸薬等       | 738,354   | 12.3   |
|                                                                         | 保 健 品              | 健康食品等          | 2,173,221 | 36.1   |
|                                                                         | ド リ ン ク            | 医薬品系飲料水、清涼飲料水等 | 902,140   | 15.0   |
|                                                                         | 小 計                |                | 3,813,716 | 63.4   |
| 医<br>療<br>品<br>日<br>用<br>雑<br>貨<br>生<br>活<br>流<br>通<br>・<br>そ<br>の<br>他 | 遠赤外線寝具、保温肌着、医療用具等  |                | 303,542   | 5.0    |
|                                                                         | 除菌消臭剤、化粧品、入浴剤、ギフト等 |                | 442,234   | 7.3    |
|                                                                         | ペットボトル飲料水等         |                | 896,200   | 14.9   |
| 計                                                                       |                    |                | 5,455,694 | 90.6   |
| 売 水 事 業                                                                 |                    | ミネラルウォーター      | 558,332   | 9.3    |
| そ の 他                                                                   |                    | 生損保代理店手数料他     | 4,896     | 0.1    |
| 合 計                                                                     |                    |                | 6,018,923 | 100.0  |

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

ロ．部門別売上高

| 部 門 名       |             | 第 36 期<br>(平成25年4月1日から<br>平成26年3月31日まで) | 第 37 期<br>(平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで) | 前 期 対 比       |           |
|-------------|-------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|---------------|-----------|
|             |             |                                         |                                         | 金 額           | 増 減 率     |
| 小 売 部 門     |             | 千円<br>4,685,540                         | 千円<br>4,642,145                         | 千円<br>△43,394 | %<br>△0.9 |
| 卸<br>売      | F C 部 門     | 81,182                                  | 66,893                                  | △14,288       | △17.6     |
|             | 一 般 流 通 部 門 | 1,399,998                               | 746,654                                 | △653,343      | △46.7     |
|             | 計           | 1,481,180                               | 813,548                                 | △667,631      | △45.1     |
| 売 水 事 業 部 門 |             | 545,507                                 | 558,332                                 | 12,824        | 2.4       |
| 保険事業部門・その他  |             | 5,520                                   | 4,896                                   | △623          | △11.3     |
| 合 計         |             | 6,717,748                               | 6,018,923                               | △698,825      | △10.4     |

(注) 保険事業部門・その他には、売上高の内訳の中で受取手数料等があります。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は405百万円で、主なものは、アクアマジック鈴鹿(平成27年4月より稼働)の建設仮勘定の増加338百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

当社の財産および損益の状況

|                                    | 第 34 期<br>(平成24年3月期) | 第 35 期<br>(平成25年3月期) | 第 36 期<br>(平成26年3月期) | 第 37 期<br>(当事業年度)<br>(平成27年3月期) |
|------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)                          | 6,124,457            | 6,492,581            | 6,717,748            | 6,018,923                       |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△)(千円)     | 41,516               | 145,877              | 209,370              | △253,703                        |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△)(千円) | 187,161              | 104,161              | 130,518              | △182,867                        |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)(円)   | 18.51                | 10.20                | 12.91                | △22.21                          |
| 総 資 産(千円)                          | 5,158,543            | 5,188,939            | 5,039,722            | 4,966,947                       |
| 純 資 産(千円)                          | 2,389,304            | 2,775,613            | 2,047,680            | 1,843,965                       |

## (3) 重要な親会社および子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

ヘルス・ケア事業（家庭医薬品等販売事業小売部門）は当社のコア事業であり、お客様と直接「ふれあう」強みを活かし消費者ニーズを創発する商品・サービスの開発を行い、地域に密着してお客様の満足を図りながら更なる顧客の増加と営業エリアの拡大を行います。また他企業との事業提携も視野に入れ事業領域の拡大を推し進めていきます。

ライフ・ケア事業（家庭医薬品等販売事業卸売部門）におきましては、従前の一般市場向け飲料等の販売拡大と「クイックシールド エアーマスク」関連商品の認知度も高まり、新たなコア事業として確立していきます。

アクアマジック事業（売水事業部門）におきましては、当社の顧客基盤を有効に活用し、顧客の創造と拡充を図ると共に従前のTwo-Way方式に加えてOne-Way方式のビジネスモデルを推進していきます。そのためには、効率的で安定供給できる製造・物流体制を構築し、他企業との事業提携や経営資源の相互活用も視野に入れ、収益の柱とすべく邁進していきます。

以上のように、企業の持続的成長と収益性の向上のためには、三つの事業基盤の強化と事業領域の拡大が不可欠であります。それぞれの事業の連携と相乗効果を図り、お客様への「トータルライフ・ケア」を目指して成長戦略と事業改革をさらに推し進めていきます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社は、救急箱（常備配置薬、保健品の一部、ドリンクの一部）を各家庭に配置して、使用分を販売する配置販売を行い、関連商品（保健品の一部、ドリンクの一部、医療品、日用雑貨およびギフトその他）は主として営業員が配置顧客に販売しております。また、加盟店を中心とする同業他社や一般流通市場に対し、当社の取扱商品を卸売販売しております。さらにアクアマジックブランドにおいて「ＲＯ（逆浸透）膜方式」による水の精製プラントを自社所有し売水事業を展開しております。

(6) 主要な営業所等の状況（平成27年3月31日現在）

本 社 愛知県半田市

営業所(65)

- |       |      |      |                                                                     |
|-------|------|------|---------------------------------------------------------------------|
| 【北海道】 | 北海道  | (2)  | 旭川営業所、札幌東営業所                                                        |
| 【東北】  | 宮城県  | (1)  | 仙台南営業所                                                              |
| 【関東】  | 栃木県  | (1)  | 宇都宮営業所                                                              |
|       | 神奈川県 | (1)  | 川崎営業所                                                               |
| 【中部】  | 長野県  | (5)  | 長野営業所、松本営業所、飯田営業所、伊那営業所、上田営業所                                       |
|       | 静岡県  | (4)  | 浜松営業所、静岡営業所、焼津営業所、掛川営業所                                             |
|       | 岐阜県  | (9)  | 高山営業所、飛騨金山営業所、可児営業所、郡上八幡営業所、中津川営業所、岐阜東営業所、大垣営業所、土岐営業所、飛騨古川営業所       |
|       | 愛知県  | (11) | 半田営業所、中川営業所、岡崎営業所、豊川営業所、岩倉営業所、知立営業所、津島営業所、豊田営業所、名古屋東営業所、豊橋営業所、西尾営業所 |
| 【近畿】  | 三重県  | (9)  | 松阪営業所、四日市営業所、津営業所、鈴鹿営業所、伊勢営業所、桑名営業所、伊賀上野営業所、志摩営業所、尾鷲営業所             |
|       | 滋賀県  | (2)  | 守山営業所、彦根営業所                                                         |
| 【中国】  | 広島県  | (3)  | 東広島営業所、三次営業所、尾道営業所                                                  |
| 【四国】  | 香川県  | (1)  | 坂出営業所                                                               |
|       | 愛媛県  | (1)  | 新居浜営業所                                                              |
| 【九州】  | 大分県  | (3)  | 大分営業所、大分南営業所、中津営業所                                                  |
|       | 福岡県  | (4)  | 福岡東営業所、小倉営業所、太宰府営業所、宗像営業所                                           |
|       | 宮崎県  | (5)  | 都城営業所、宮崎営業所、串間営業所、高鍋営業所、延岡営業所                                       |
|       | 熊本県  | (2)  | 人吉営業所、熊本営業所                                                         |
|       | 鹿児島県 | (1)  | 姶良営業所                                                               |

アクアマジックウォーターショップ(4)

- |      |     |     |                                                          |
|------|-----|-----|----------------------------------------------------------|
| 【中部】 | 愛知県 | (3) | アクアマジック名東ウォーターショップ、アクアマジック半田ウォーターショップ、アクアマジック名西ウォーターショップ |
| 【近畿】 | 三重県 | (1) | アクアマジック松阪ウォーターショップ                                       |

アクアマジックウォータープラント(3)

- |      |     |     |                                                          |
|------|-----|-----|----------------------------------------------------------|
| 【中部】 | 愛知県 | (3) | アクアマジック名東ウォータープラント、アクアマジック半田ウォータープラント、アクアマジック名西ウォータープラント |
|------|-----|-----|----------------------------------------------------------|

計 (72)

(7) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

当社の従業員の状況

| 従業員数（人） | 前事業年度末比増減 | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） | 平均年間給与（円） |
|---------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 448(92) | 5名減（9名増）  | 39.2    | 11.4      | 4,509,152 |

| 事業区分        | 従業員     |
|-------------|---------|
| 小売部門        | 358(57) |
| 卸売部門        | 8(1)    |
| 家庭医薬品等販売事業計 | 366(58) |
| 売水事業部門      | 39(21)  |
| その他         | 4(1)    |
| 全社（共通）      | 39(12)  |
| 合計          | 448(92) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借入先           | 借入額       |
|---------------|-----------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 370,005千円 |
| 知多信用金庫        | 352,000   |
| 株式会社三井住友銀行    | 303,338   |
| 株式会社名古屋銀行     | 180,004   |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 154,627   |

**(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針**

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

なお、今期については、平成26年12月10日に中間配当として1株あたり2.5円を実施しており、期末配当2.5円と合計で1株あたり5.0円の利益配当を予定しております。

**(10) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。



## 2. 株式の状況（平成27年 3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,660,734株（自己株式3,174,973株を含む）
- (3) 当事業年度末の株主数 6,913名（前期末比621名減）
- (4) 上位10名の株主

| 株 主 名                            | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|----------------------------------|------------|---------|
| 山 田 正 行                          | 1,773,886株 | 20.9%   |
| 知 多 信 用 金 庫                      | 503,497    | 5.9     |
| 中京医薬品従業員持株会（きずな会）                | 228,468    | 2.6     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会 社 （ 信 託 口 ） | 224,100    | 2.6     |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                    | 200,000    | 2.3     |
| 山 田 重 子                          | 163,163    | 1.9     |
| 山 田 正 人                          | 145,697    | 1.7     |
| 明治安田生命保険相互会社                     | 128,247    | 1.5     |
| 株式会 社 三 井 住 友 銀 行                | 120,748    | 1.4     |
| 株式会 社 名 古 屋 銀 行                  | 103,497    | 1.2     |

- （注） 1. 当社は自己株式3,174,973株を保有しておりますが、上記、上位10名の株主からは除外しております。なお、自己株式には、従業員持株会信託口が保有する当社株式224,100株を含んでおりません。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口）は、従業員持株会信託における再信託先であります。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況       |
|-----------|---------|---------------------|
| 代表取締役社長   | 山 田 正 行 |                     |
| 専 務 取 締 役 | 辻 村 誠   | 全社統括担当              |
| 取 締 役     | 松 本 好 博 | 事業・特命担当             |
| 取 締 役     | 飯 田 亨   | コーポレート本部長兼システム部長    |
| 取 締 役     | 米 津 秀 二 | 事業統括本部長兼アクアマジック事業部長 |
| 取 締 役     | 岩 崎 雷 凱 | 事業統括副本部長兼MI商品部長     |
| 取 締 役     | 田 島 照 彦 |                     |
| 常 勤 監 査 役 | 金 澤 光 二 |                     |
| 監 査 役     | 柘 植 信 吾 |                     |
| 監 査 役     | 吉 田 和 永 | 弁護士                 |
| 監 査 役     | 杉 山 彰 洋 |                     |

- (注) 1. 取締役田島照彦氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役柘植信吾氏、吉田和永氏および杉山彰洋氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、田島照彦氏および柘植信吾氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                    | 支 給 人 員   | 支 給 額                |
|------------------------|-----------|----------------------|
| 取<br>(う ち 社 外 取 締 役) 役 | 7名<br>(1) | 119,952千円<br>(1,920) |
| 監<br>(う ち 社 外 監 査 役) 役 | 4<br>(3)  | 13,840<br>(5,440)    |
| 合 計                    | 11        | 133,792              |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月23日開催の第31期定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月23日開催の第31期定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております。  
4. 平成25年6月21日開催の第35期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給について決議され、役員退職慰労引当金は、長期未払金へ振替しております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

① 取締役会および監査役会への出席状況

|             | 取締役会（定時12回、臨時1回開催） |        | 監査役会（16回開催） |       |
|-------------|--------------------|--------|-------------|-------|
|             | 出席回数               | 出席率    | 出席回数        | 出席率   |
| 取締役 田 島 照 彦 | 13回                | 100.0% | —           | —     |
| 監査役 柘 植 信 吾 | 12                 | 92.3   | 14回         | 87.5% |
| 監査役 吉 田 和 永 | 13                 | 100.0  | 14          | 87.5  |
| 監査役 杉 山 彰 洋 | 10                 | 76.9   | 10          | 62.5  |

② 取締役会および監査役会における発言状況

取締役田島照彦氏は、金融関係の出身として、財務関係を主として業務内容などについて質問・発言を行ないました。

監査役柘植信吾氏は、内部統制、コーポレートガバナンス、リスク管理等のあり方を中心に提言・発言を行ないました。

監査役吉田和永氏は、弁護士の立場から、コンプライアンス、係争関係、契約書のあり方等を中心にアドバイス・提言を行ないました。

監査役杉山彰洋氏は、公認会計士としての経験から、財務や会計を中心にアドバイス・提言を行ないました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役田島照彦氏、監査役柘植信吾氏、監査役吉田和永氏および監査役杉山彰洋氏は120万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

|                                | 支 払 額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20,900千円 |
| 非監査業務に係る会計監査人の報酬等の額            | —        |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,900千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 上記には当事業年度中の方針を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月13日開催の当社監査役会の決議により内容を一部改定しております。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### 1. 職務執行の基本方針

当社は、以下の企業理念および行動指針を取締役、監査役および使用人の職務執行に当たっての基本方針としております。

#### 【企業理念】

当社は、永遠なる企業発展を追求し、且つ適正なる利益の確保とともに、株主、取引先、顧客、使用人、その他地域社会の住民の方々とともに繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献いたします。その実現のために、当社の経営理念である「健康づくり・幸福づくり・人づくり」をコンセプトに、より愛されより親しまれる企業を目指して、医薬品配置販売業を「ふれあい業」と位置づけ、独自の「トータルライフ・ケア」を推進し、心のこもったサービスで顧客の期待に添うべく、誠心誠意をモットーに信頼される企業を目指して邁進しております。

また、社会からの要請や期待に応え信頼を得ることによって、持続的な発展を目指す企業となるため、C S R（社会的責任）を積極的に推進していきます。

#### 【行動指針】

- ① 顧客満足度の向上を目指し、常に顧客第一をモットーに情熱をもって行動する。
- ② 顧客の幸福と健康づくりを本分とし、感謝と奉仕の精神を忘れないで行動する。
- ③ 地域、社会環境、地球環境と調和した企業活動を行う。
- ④ 働きやすい環境をつくり、フォア・ザ・チームとチャレンジ精神によって互いを高め、より高い成果を作り上げる。
- ⑤ 創造的な技術を駆使し、顧客が安心して使用できる商品づくりをする。
- ⑥ 自己研鑽と人材の育成に努め、仕事のプロフェッショナルを目指す。
- ⑦ 事業活動に関わる法令、社内規程および倫理綱領を守り、企業不祥事を防止し、真摯で且つ正直な行動をする。

- ⑧ 組織内に属する全ての役職員は、当社の「（企業）理念マップ」による理念を良く理解し、事業活動の目的達成のため、その業務の有効性および効率性を高めることに努める。
- ⑨ 財務諸表および財務諸表に重要な影響をおよぼす可能性のある情報の信頼性を確保する。
- ⑩ 限られた経営資源を効率的かつ有効的に活用し、利潤を追求する。  
付記：倫理綱領に「民事介入暴力・反社会的勢力との関係遮断」という項目を設け、「私たちは、民事介入暴力・反社会的勢力からの不当な要求には絶対に応じません。問題が起これば、警察および顧問弁護士と連携のもと毅然たる態度で対処します。」と謳っております。

## 2. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

### （コンプライアンス体制の構築）

- (1) 取締役会は、法令順守のための体制を含む内部統制システム構築に関する基本方針について、定期的に見直しを行い、課題の改善に努める。
- (2) 取締役および使用人は、行動指針に基づき、社会人として、企業人としてふさわしい倫理観、価値観をもって行動する。
- (3) 取締役は、それぞれの担当部門において、社会規範、法令、社内ルールの順守について自ら範を示しつつ、部門内での指導を徹底することを第一の責務と認識する。併せて、毎月1回の取締役会には、監査役が出席して、各取締役の業務執行状況、リスク管理状況、法令・社内規則の順守状況等を検証するとともに、取締役相互の牽制機能の有効性を確認する。
- (4) 社内コンプライアンス体制を更に有効・強固なものにするために、各部署の代表である委員（取締役、他）からなる組織『中京医薬品コンプライアンス委員会』の活動を活性化する。なお、必要に応じて、顧問弁護士も参加する組織とする。
- (5) コーポレート・ガバナンスをはじめコンプライアンスについての認識高揚のための研修を年1回以上開催し、取締役は言うに及ばず主任以上の役職者等も参加し、認識を一層深めることにしている。
- (6) 内部統制プロジェクトにより、内部統制全般に亘っての諸施策を推進する。
- (7) 当社は、取締役および使用人における企業倫理意識の向上、法令順守のため「倫理綱領」を定め、半期ごとに何が実行されたかを各担当部課長

から社長へレポートを提出し、意識の高揚に努める。

- (8) 当社は、内部通報（ヘルプライン）体制を設け、取締役および使用人が、社内外においてコンプライアンス違反行為が行われ、または、行われようとしていることに気付いたときは、速やかに、本社人事総務部担当者（社内相談窓口）、または、顧問弁護士（社外窓口）に通報（匿名も可）することを定める。なお、通報内容は原則、情報提供者名削除のうえ（但し、通報者の承認を得た場合、この限りにあらず）直ちに、社長に報告するものとする。会社は、通報者に対して「不利益な扱い」を一切行わないものとする。
- (9) 反社会的勢力とは如何なる面でも関係を一切持たないとの基本方針を取締役、執行役員および使用人に周知徹底するとともに、反社会的勢力への対応部署を設置し、警察等の外部機関との協力体制を維持強化する。

### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役会、その他の重要な会議の意思決定に関する情報、取締役決裁その他重要な決裁に関する情報等については、「文書管理規程」に基づき、記録・保存・管理を行うものとする。なお、取締役および監査役は、これらの文章（電磁的記録も含む）等を必要に応じて閲覧できるものとする。
- (2) 取締役会は、法令および証券取引所の「適時開示規則」により、情報の開示を定められた事項に関しては、速やかに開示を行うものとする。一方、「内部情報管理規程」に準拠して、未公表の内部情報の管理を厳密に行い、インサイダー情報に基づく自社株式の不正売買を防止する。

### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づくリスク管理体制の構築および運用を行う。
- (2) 「リスク管理委員会」の下部組織に「リスクマネジメントチーム」を充足させ、各部署より提出された「過大（重要）リスク管理による予防対策・緊急時用対策」を検討し、特にリスクを発生させない環境づくり（予防対策）の推進を目的とする。なお、「リスクマネジメントチーム」にて検討した結果、重要事象については「リスク管理委員会」へ意見を具申し、判定・解決を得るものとする。また、チーム内2人1組の班体制によって、各部門より提出された「予防対策・緊急時用対策」を精

査し、問題があれば各部門長に報告するとともに、リスク管理体制の組織的改善への取組みを促進する。

- (3) 不測（緊急）の事態が発生した場合には、「リスクマネジメントチーム」を経由せず、その事象に対する処理の意思決定を速やかに行うために設置された「中京医薬品コンプライアンス委員会」を開催し、適切且つ迅速な対応を行い損害を最小限に留める体制を取ることとする。なお、必要に応じて顧問弁護士に問題を具申し、意見を求め危機管理に当たることとする。
- (4) 各部署の業務に付随するリスク管理は、「リスクマネジメントチーム」の下部組織に設けられた「リスクマネージャー」が行うものとする。各部署における「リスクマネージャー」は、リスクの原因および防止の方法ならびに業務体制の改善方法について検討し、「リスクマネジメントチーム」への提言を行うものとする。また、「リスクマネージャー」は、リスク管理についての部内への周知徹底を行うものとする。

#### 5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行の効率性確保のため「取締役会規則」、「職務権限規程」等の社内規程を順守する。
- (2) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに各取締役の担当業務に関する職務執行状況等の審議を行う。
- (3) 一方、経営効率の向上および意思決定のスピードアップならびに現場の緻密な情報把握のため、取締役および執行役員ならびに監査役以外の者（主として、各部担当部長、課長）を取締役会に出席させ、その部署よりの付議案全般に亘っての意見および説明を求めることとする。
- (4) 執行役員制度の活用により、経営上の意思決定、監督機能と業務執行機能との分離による迅速且つ効率的な経営を推進するとともに、取締役会審議の活性化・実質化を図る。
- (5) 業務運営については、全社的な目標として平成27年度を初年度とする中期計画を積極的に推進する。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月15日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。



なお、改定内容は、監査に関する体制について当社の現状に即した見直しおよび法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現に変更したものであります。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社等はございません。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役および使用人から監査役に対する報告は、法令の規定事項の他、次の事項とする。

- ① 当社の業務・財務に重大な影響・損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- ② 当社の役職員が法令または定款に違反する行為をし、または、これらの行為を行う恐れがあると考えられるときは、その旨、直ちに監査役に報告する。
- ③ 当社に影響を及ぼす重要事項に関する決定については、適宜、監査役に報告する。
- ④ 当社の業績および業績見込みの重要事項開示内容については、直ちに監査役に報告する。
- ⑤ 内部監査室の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況については、直ちに監査役に報告する。
- ⑥ 監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役および使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。

(2) 監査役は、経営に対する監視機能の強化と重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他重要な会議に出席するとともに、稟議書他業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、必要がある場合は、取締役および使用人に説明を求めることとする。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の独立性ならびに実効性に関する事項

- (1) 監査役より補助使用人の要請があった場合には、取締役会で検討したうえで配置する。
- (2) 監査役の要請に基づいて補助使用人を配置する場合、補助使用人は当然、取締役から独立し、専ら監査役の指示命令に従うものとする。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、法令・定款および当社の「監査役会規則」ならびに「監査役監査基準」に定める監査役の重要性を十分に認識したうえで、監査役監査が有効に行われるための実効性を確保する。
- (2) 監査役は、監査の品質・効率を高めるため適宜、会計監査人である、有限責任 あずさ監査法人と情報、意見交換等を行うなど緊密な連携を図るものとする。また、社長と定期的に意見交換を実施し、他の取締役に對しても随時、意見交換を行うものとする。
- (3) 監査役は、当社の各部門長および現場使用人から個別ヒアリングを適時行うとともに的確なる指示を行い、必要且つ重要な事案については取締役会にて意見を報告し、担当取締役および必要に応じて出席した使用人よりヒアリングを行うものとする。
- (4) 取締役および使用人に対して、コンプライアンス確保のための教育、監査および指導を実施する。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成25年5月17日開催の当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針について次に掲げるとおり決定しました。

### ① 基本方針

当社は、当社株式が上場株式として自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の異動を伴う買付提案に対し、当社取締役会が賛同するか否かの判断についても、株主の皆様のご意向を踏まえて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要とする十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資さないものがあります。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、大量買付者に、当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供させ、当該大量買付行為について検討等を行う時間を確保した上で、当社取締役会が、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが必要不可欠であると考えております。

### ② 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### 1. 企業理念および企業価値の源泉

「健康に勝る幸福なし」と言われるように、健康は人間の幸福にとって最も大切なものです。そこで当社は、少しでもお客様の健康のお役に立ちたい、もっと信頼していただける企業にしたいという一念から、創業の精神である「健康づくり、幸福づくり、人づくり」を企業理念として掲げ、今日までお客様と共に歩む企業として懸命に努力を重ねてまいりました。その理念は、

お客様と常に感動・感激・感謝を共有し、幸福な暮らしを共に実現していくことにあります。

創業以来、「置き薬」という世界に類を見ない日本の伝統的な「先用後利」の思想とそのシステムを基本にして、「トータルライフ・ケア」の戦略を推進し、タイムリーな商品（プライベート・ブランド）、情報、サービスの提供をさせていただくことで、お客様と直接ふれあうことの喜びや大切さを大事にしていまいりました。そして同時に、「予防は治療に勝る」ということから、お客様を「病気にさせない」ことに大きな使命があると考えてまいりました。

この「ふれあい業」は近年のデジタル化する社会にあって、常に顔が見える、温もりが伝わるアナログにこだわることに価値をおきます。そこにはほのぼのとした心の通い合うお客様との信頼のきずながつくられていきます。こうした「ふれあい」は、本来の人間がもつ社会的欲求を満たし、生活習慣病をはじめとする様々な現代病や健康情報サービスへの不信・不安を少しでも払拭するために、人と人、心の「きずな」を大切にしたいヒューマン・ネットワークを広げていくことによって、社会に対する約束を果たしていきます。

「伝統と革新」をもとに挑戦し続ける<CHUKYO SPIRIT>を発揮し、最強のパーソナル・コミュニケーションである「ふれあい業」をさらに拡大、発展させていくことこそ、当社の企業価値の源泉であると考えます。

## 2. 企業価値の向上に資する取組み

当社が持続的な成長を目指していくためには、三方良しの精神・共通善【みんなが幸せに生きるために、みんなにとって善いもの】による、お客様視点の経営を徹底し、「ふれあい業」の進化を重要施策とします。それには、①全社員の総力を掲げお客様生涯価値創造のマーケティング活動による事業能力を高め、②お客様に対する適切な情報・サービスの提供およびマーケット・インによる高品質な商品開発を推進し、③当社独自のフロントライン（お客様との多様な接点）の強化を一層進めていきます。さらに、事業効率および財務基盤の強化を推し進め、更なる成長と収益性の向上のための成長戦略の起動を推進していきます。

アクアマジック事業部で展開している売水事業部門におきましては、当社の顧客基盤を有効に活用し、営業エリアの拡大と更なる顧客数の増加に努めると共に、One-Way方式のビジネスモデルを推進し、効率的で安定供給できる製造・物流体制を構築し、他企業との事業提携や経営資源の相互利用も視野に入れ、収益の柱とすべく邁進していきます。

### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は第35期定時株主総会において、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。本プランの具体的内容は、以下のとおりです。なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.chukyoiyakuhin.co.jp>)に掲載されている平成25年5月17日付け当社プレスリリース「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご参照ください。

本プランは、当社株式の保有割合が20%以上となる買付け等を対象とします。

大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社に対して、必要情報等を記載した買付説明書を、当社の定める書式および方法により提出していただきます。大量買付者より必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は取締役会検討期間を設定します。大量買付行為は、取締役会検討期間が終了した後のみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会検討期間内において大量買付者から提供された必要情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するか否かという観点から、大量買付者の大量買付行為の評価を行います。その上で、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付行為の内容を検討し大量買付行為の内容を改善させるために、大量買付者と協議、交渉を行います。

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の検討を行います。独立委員会は、取締役会検討期間内に、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の決議その他必要な決議を行うものとします。なお当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権の無償割当てを実施します。

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、増大させることを目的とすることから、その有効期間は、平成28年6月の定時株主総会の終結の時までであります。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

#### ④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

##### (1) 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、当該大量買付に応じるか否かの判断のための一定の検討期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは当社の会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

##### (2) 株主共同の利益を毀損するものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社は、本プランは、3年間のサンセット条項が付されているなど株主意思を重視するものであること、独立性のある社外者の判断を重視し情報開示により透明な運営が行われる仕組みが確保されていること、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置は発動されないように設定されていること、独立委員会は外部専門家等の助言を受けることができ判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みになっていること、デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと、から当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 3 月31日現在)

| 科 目             | 金 額       | 科 目                     | 金 額        |
|-----------------|-----------|-------------------------|------------|
| (資 産 の 部)       | 千円        | (負 債 の 部)               | 千円         |
| 流 動 資 産         | 2,442,171 | 流 動 負 債                 | 2,079,200  |
| 現 金 及 び 預 金     | 969,362   | 支 払 手 形                 | 199,608    |
| 受 取 手 形         | 82,789    | 電 子 記 録 債 務             | 66,149     |
| 電 子 記 録 債 権     | 5,802     | 買 掛 金                   | 132,276    |
| 売 掛 金           | 386,790   | 短 期 借 入 金               | 790,000    |
| 商 品             | 333,987   | 1年内返済予定の長期借入金           | 173,976    |
| 委 託 商 品         | 396,735   | リ ー ス 債 務               | 34,819     |
| 製 品             | 1,115     | 未 払 金                   | 71,349     |
| 仕 掛 品           | 92        | 未 払 費 用                 | 225,926    |
| 貯 蔵 品           | 35,355    | 未 払 法 人 税 等             | 6,912      |
| 前 渡 金           | 1,639     | 賞 与 引 当 金               | 158,030    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 157,449   | 返 品 引 当 金               | 29,892     |
| そ の 他           | 75,725    | そ の 他                   | 190,258    |
| 貸 倒 引 当 金       | △4,675    | 固 定 負 債                 | 1,043,781  |
| 固 定 資 産         | 2,524,776 | 長 期 借 入 金               | 595,998    |
| 有 形 固 定 資 産     | 2,144,416 | リ ー ス 債 務               | 71,895     |
| 建物及び付属設備        | 400,140   | 退 職 給 付 引 当 金           | 134,634    |
| 構 築 物           | 12,177    | 長 期 未 払 金               | 234,590    |
| 土 地             | 1,303,487 | 資 産 除 去 債 務             | 4,502      |
| リ ー ス 資 産       | 51,616    | 長 期 預 り 保 証 金           | 2,160      |
| 建 設 仮 勘 定       | 357,137   | 負 債 合 計                 | 3,122,981  |
| そ の 他           | 19,857    | (純 資 産 の 部)             |            |
| 無 形 固 定 資 産     | 68,247    | 株 主 資 本                 | 1,831,868  |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 3,794     | 資 本 金                   | 681,012    |
| リ ー ス 資 産       | 55,098    | 資 本 剰 余 金               | 424,177    |
| 電 話 加 入 権       | 8,256     | 資 本 準 備 金               | 424,177    |
| そ の 他           | 1,097     | 利 益 剰 余 金               | 1,747,239  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 312,112   | 利 益 準 備 金               | 64,585     |
| 投 資 有 価 証 券     | 57,557    | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 1,682,654  |
| 保 険 積 立 金       | 104,547   | 圧 縮 記 帳 積 立 金           | 55,610     |
| 差 入 保 証 金       | 81,968    | 別 途 積 立 金               | 727,610    |
| 前 払 年 金 費 用     | 53,830    | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 899,434    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 589       | 自 己 株 式                 | △1,020,561 |
| そ の 他           | 18,024    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 12,097     |
| 貸 倒 引 当 金       | △4,405    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 12,097     |
| 資 産 合 計         | 4,966,947 | 純 資 産 合 計               | 1,843,965  |
|                 |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 4,966,947  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
|                       |         | 千円        |
| 売 上 高                 |         | 6,018,923 |
| 売 上 原 価               |         | 2,372,815 |
| 売 上 総 利 益             |         | 3,646,107 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 3,913,500 |
| 営 業 損 失               |         | 267,393   |
| 営 業 外 収 益             |         | 23,499    |
| 営 業 外 費 用             |         | 9,809     |
| 経 常 損 失               |         | 253,703   |
| 特 別 利 益               |         | -         |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 779     | 779       |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |         | 254,482   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 4,068   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △75,684 | △71,615   |
| 当 期 純 損 失             |         | 182,867   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |         |              |           |             |            |             |              |            | 自己株式      | 株主資本<br>合 計 |
|-------------------------|---------|---------|--------------|-----------|-------------|------------|-------------|--------------|------------|-----------|-------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |              | 利 益 剰 余 金 |             |            |             |              |            |           |             |
|                         |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金    |            |             | 利益剰余金<br>合 計 |            |           |             |
|                         |         |         |              |           | 圧縮記帳<br>積立金 | 別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |              |            |           |             |
| 当 期 首 残 高               | 681,012 | 424,177 | 424,177      | 64,585    | 52,897      | 727,610    | 1,126,616   | 1,971,708    | △1,036,457 | 2,040,441 |             |
| 当 期 変 動 額               |         |         |              |           |             |            |             |              |            |           |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |         |              |           |             |            | △41,111     | △41,111      |            | △41,111   |             |
| 当 期 純 損 失               |         |         |              |           |             |            | △182,867    | △182,867     |            | △182,867  |             |
| 自己株式の取得                 |         |         |              |           |             |            |             |              | △81        | △81       |             |
| 自己株式の処分                 |         |         |              |           |             |            | △490        | △490         | 15,978     | 15,487    |             |
| 圧縮記帳積立金<br>の 積 立        |         |         |              |           | 2,712       |            | △2,712      | －            |            | －         |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |              |           |             |            |             |              |            |           |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | －       | －            | －         | 2,712       | －          | △227,182    | △224,469     | 15,896     | △208,572  |             |
| 当 期 末 残 高               | 681,012 | 424,177 | 424,177      | 64,585    | 55,610      | 727,610    | 899,434     | 1,747,239    | △1,020,561 | 1,831,868 |             |

|                         | 評価・換算差額等     |            |              | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|--------------|------------|--------------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 評 価<br>差 額 | ・ 換 算<br>等 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 7,239        |            | 7,239        | 2,047,680 |
| 当 期 変 動 額               |              |            |              |           |
| 剰余金の配当                  |              |            |              | △41,111   |
| 当 期 純 損 失               |              |            |              | △182,867  |
| 自己株式の取得                 |              |            |              | △81       |
| 自己株式の処分                 |              |            |              | 15,487    |
| 圧縮記帳積立金の<br>積立          |              |            |              | －         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 4,857        |            | 4,857        | 4,857     |
| 当期変動額合計                 | 4,857        |            | 4,857        | △203,715  |
| 当 期 末 残 高               | 12,097       |            | 12,097       | 1,843,965 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### ① その他有価証券

・ 時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準および評価方法

・ 商品、委託商品

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・ 製品、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・ 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法、ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法、なお、耐用年数については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。ただし自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### ③ 返品引当金

売上返品による損失に備えるため、過去の返品実績に基づき算定した返品見込額に対応する販売利益相当額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。また、数理計算上の差異は各発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（5年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。なお、過去勤務費用については5年による按分額を定額法により発生年度から費用処理しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象…借入金

借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性評価を省略しております。

(5) 収益の計上基準

委託商品については、配置先における消費を営業員が確認したとき、収益を計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直した結果、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

なお、当該変更による損益等への影響はありません。

(2) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用しております。なお、現在導入している制度は、当事業年度の期首より前に締結された信託契約によるため、それに係る会計処理については従来採用していた方法を継続適用しております。そのため、当該会計方針の変更による影響はありません。

### 3. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

#### (1) 取引の概要

当社は、従業員のより一層の士気高揚のための施策として、従業員の福利厚生の充実を目的とした「従業員インセンティブ付与型E S O P」を導入しております。

「従業員インセンティブ付与型E S O P」は、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブプランであり、経済産業省より公表された「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向け福利厚生制度です。

当社は、「従業員インセンティブ付与型E S O P」により、従業員が「持株会きずな会」を通して福利厚生を充実させることを第一義とし、株価上昇の場合は信託残余財産によるインセンティブ付与効果も期待できること、加えて、従業員が当社株式を介して企業経営への参画意識を高めることによるコーポレート・ガバナンスの強化等により、当社の企業価値向上に資することを目指しております。

#### (2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

#### (3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前事業年度59,064千円、当事業年度47,733千円で、株主資本において自己株式として計上しております。

また、当該株式の期末株式数は、前事業年度277,300株、当事業年度224,100株、期中平均株式数は、前事業年度305,811株、当事業年度250,676株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含まれております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 214,177千円   |
| 土地 | 969,176千円   |
| 計  | 1,183,354千円 |

上記の物件は、1年内返済予定の長期借入金153,984千円および長期借入金491,363千円の担保に供しております。

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

773,178千円

### 5. 損益計算書に関する注記

当事業年度において期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

258,833千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 (株) | 当事業年度増加株式数 (株) | 当事業年度減少株式数 (株) | 当事業年度末の株式数 (株) |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 11,660,734      | —              | —              | 11,660,734     |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 (株) | 当事業年度増加株式数 (株) | 当事業年度減少株式数 (株) | 当事業年度末の株式数 (株) |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 3,452,054       | 279            | 53,260         | 3,399,073      |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加279株は単元未満株式の買取によるものであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少53,260株は従業員持株会信託口から従業員持株会へ売却53,200株、単元未満株式の売却による減少60株であります。

普通株式の自己株式数には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) が保有する当社株式 (当事業年度期首277,300株、当事業年度末224,100株) が含まれております。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

| 決 議                         | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日            | 効力発生日           |
|-----------------------------|-------|----------------|------------------|----------------|-----------------|
| 平成26年6月24日<br>定時株主総会<br>(注) | 普通株式  | 21,214         | 2.5              | 平成26年<br>3月31日 | 平成26年<br>6月25日  |
| 平成26年11月14日<br>取締役会 (注)     | 普通株式  | 21,214         | 2.5              | 平成26年<br>9月30日 | 平成26年<br>12月10日 |

(注) 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) に対する配当金693千円 (平成26年3月31日基準日) および配当金625千円 (平成26年9月30日基準日) を含んでおります。

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

| 決議予定                        | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日            | 効力発生日          |
|-----------------------------|-------|----------------|-------|------------------|----------------|----------------|
| 平成27年6月24日<br>定時株主総会<br>(注) | 普通株式  | 21,214         | 利益剰余金 | 2.5              | 平成27年<br>3月31日 | 平成27年<br>6月25日 |

(注) 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) に対する配当金560千円を含んでおります。

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産       |           |
| 繰越欠損金        | 1,146千円   |
| 未払事業税等       | 1,647     |
| 賞与引当金        | 59,446    |
| 返品引当金        | 9,840     |
| 退職給付引当金      | 25,978    |
| 長期未払金        | 75,420    |
| 貸倒引当金        | 2,722     |
| 減損損失         | 17,234    |
| 商品評価減        | 85,208    |
| その他          | 15,443    |
| 評価性引当額       | △105,678  |
| 繰延税金資産合計     | 188,410千円 |
| 繰延税金負債       |           |
| 圧縮記帳積立金      | 26,350千円  |
| その他有価証券評価差額金 | 4,021     |
| 繰延税金負債合計     | 30,371千円  |
| 繰延税金資産の純額    | 158,039千円 |

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.9%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により与える影響額は軽微であります。

## 8. リース取引の注記

### オペレーティング・リース取引

|         |          |
|---------|----------|
| 未經過リース料 |          |
| 1年内     | 20,137千円 |
| 1年超     | 48,026千円 |
| 合計      | 68,163千円 |

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期運用は預金等、長期運用は投資適格格付けの債券に限定し、また資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、与信管理部署である財務部において、取引先ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の与信状況を年度ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、財務部において定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。営業債務である支払手形、買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資資金、長期運転資金および「株式給付信託（従業員持株会処分型）」組成に伴う信託口に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいものおよび時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

|                    | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|--------------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金         | 969,362          | 969,362   | —       |
| (2) 受取手形           | 82,789           | 82,789    | —       |
| (3) 売掛金            | 386,790          | 386,790   | —       |
| (4) 差入保証金          | 68,487           | 52,082    | △16,405 |
| (5) 投資有価証券         | 55,057           | 55,057    | —       |
| 資産計                | 1,562,488        | 1,546,083 | △16,405 |
| (6) 支払手形           | 199,608          | 199,608   | —       |
| (7) 電子記録債務         | 66,149           | 66,149    | —       |
| (8) 買掛金            | 132,276          | 132,276   | —       |
| (9) 短期借入金          | 790,000          | 790,000   | —       |
| (10) 1年内返済予定の長期借入金 | 173,976          | 173,976   | —       |
| (11) 長期借入金         | 595,998          | 595,998   | —       |
| 負債計                | 1,958,010        | 1,958,010 | —       |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらはおおむね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、過去の退去実績等を鑑み、平均入居期間を算定した上で回収可能性を反映した受取見込額を、残存期間に対応する安全性の高い債券の利率で割り引いた現在価値によっております。なお、貸借対照表計上額は、実際の差入保証金額に物件種別ごとの保証金返還率を乗じた返還予測金額を計上しております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の市場価格によっております。

(6) 支払手形、(7) 電子記録債務、(8) 買掛金、(9) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

(10) 1年内返済予定の長期借入金、(11) 長期借入金

これらについては、全て変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額2,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

|                   | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-------------------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金            | 969,362      | —                   | —                    | —            |
| 受取手形              | 82,789       | —                   | —                    | —            |
| 売掛金               | 386,790      | —                   | —                    | —            |
| 差入保証金             | 1,560        | —                   | 2,288                | 64,638       |
| 投資有価証券            |              |                     |                      |              |
| その他有価証券のうち満期があるもの |              |                     |                      |              |
| (1) 債券（社債）        | —            | —                   | —                    | —            |
| (2) その他           | 1,123        | —                   | —                    | —            |
| 合計                | 1,441,626    | —                   | 2,288                | 64,638       |



#### 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年超2年以内<br>(千円) | 2年超3年以内<br>(千円) | 3年超4年以内<br>(千円) | 4年超5年以内<br>(千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 208,599         | 173,976         | 157,351         | 56,072          |

#### 10. 賃貸等不動産に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

#### 11. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

#### 12. 1株当たり情報に関する注記

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 223円20銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失金額 | 22円21銭  |

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月14日

株式会社中京医薬品

取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴 木 賢 次 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 加 藤 浩 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中京医薬品の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について必要に応じて報告や説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況などを踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）などに従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告などの監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

株式会社中京医薬品 監査役会

常 勤 監 査 役 金 澤 光 二 ㊞

社 外 監 査 役 柘 植 信 吾 ㊞

社 外 監 査 役 吉 田 和 永 ㊞

社 外 監 査 役 杉 山 彰 洋 ㊞

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開などを勘案して内部留保に意を用い、当期の期末配当を以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当金に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社の普通株式1株につき金2円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、21,214,402円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日といたしたいと存じます。

#### 第2号議案 取締役8名選任の件

現任の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、マーケティングの強化の為に新任1名を含め、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)            | 略歴、当社における地位および担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | やま だ まさ ゆき<br>山 田 正 行<br>(昭和20年2月26日生) | 昭和53年5月 当社代表取締役社長<br>(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 1,773,886株        |
| 2         | つじ むら まこと<br>辻 村 誠<br>(昭和25年9月21日生)    | 昭和59年10月 当社入社<br>平成4年1月 当社取締役経理次長<br>平成6年4月 当社取締役経理部長<br>平成10年4月 当社取締役管理統括副本部長兼<br>経理部長<br>平成11年6月 当社常務取締役管理統括本部長<br>兼経理部長<br>平成12年4月 当社常務取締役管理統括本部長<br>兼事務部長<br>平成20年1月 当社常務取締役管理統括本部長<br>兼総務部長<br>平成20年10月 当社常務取締役(経営企画室付)<br>平成21年6月 当社専務取締役<br>平成22年4月 当社専務取締役管理部門担当<br>平成25年4月 当社専務取締役全社統括担当<br>(現任) | 78,048株           |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                  | 略歴、当社における地位および担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | まつ もと よし ひろ<br>松 本 好 博<br>(昭和25年9月22日生) | 昭和50年7月 三重中京医薬品株式会社入社<br>平成2年5月 当社入社<br>平成4年1月 当社取締役営業次長<br>平成7年4月 当社取締役営業部長<br>平成8年6月 当社取締役内部監査室長<br>平成9年10月 当社取締役第二営業部長<br>平成17年1月 当社取締役総務部長<br>平成19年1月 当社取締役営業管理部長<br>平成20年10月 当社取締役営業統括本部長<br>兼営業推進部長<br>平成21年6月 当社常務取締役営業統括本部長<br>兼営業推進部長<br>平成22年4月 当社取締役内部監査室長兼C S<br>R担当<br>平成24年2月 当社取締役事業開発本部長<br>平成24年6月 当社取締役アクアマジック事業<br>本部長兼アクアマジックOne-<br>Way事業部長<br>平成25年4月 当社取締役事業・特命担当<br>平成25年8月 当社取締役事業・特命担当兼お<br>客様サポート・品質保証室担当<br>(現任) | 68,918株           |
| 4          | いい だ とおる<br>飯 田 亨<br>(昭和38年9月1日生)       | 昭和63年5月 当社入社<br>平成20年10月 当社執行役員管理統括本部長<br>兼システム部長<br>平成21年6月 当社取締役管理統括本部長<br>兼システム部長<br>平成25年4月 当社取締役コーポレート本部長<br>兼システム部長<br>(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 22,191株           |
| 5          | よね づ しゅう じ<br>米 津 秀 二<br>(昭和39年3月16日生)  | 昭和62年2月 三重中京医薬品株式会社入社<br>平成2年11月 当社入社<br>平成18年4月 当社商品企画部長<br>平成20年4月 当社配置営業部長<br>平成20年10月 当社執行役員配置営業部長<br>平成22年4月 当社執行役員配置営業統括本部<br>長代行<br>平成23年6月 当社取締役配置営業統括本部長<br>平成24年1月 当社取締役営業統括本部長<br>平成24年2月 当社取締役営業統括本部長兼商<br>品部長<br>平成25年4月 当社取締役事業統括本部長兼ア<br>クアマジック事業部長<br>(現任)                                                                                                                                                                   | 24,905株           |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                   | 略歴、当社における地位および担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 6         | いわ さき れい かへい<br>岩 崎 雷 凱<br>(昭和36年3月23日生) | 平成12年1月 当社入社<br>平成20年10月 当社執行役員商品企画部長<br>平成24年6月 当社執行役員商品部長<br>平成24年10月 当社執行役員営業統括副本部長<br>兼M I 商品部長<br>平成25年6月 当社取締役事業統括副本部長兼<br>M I 商品部長<br>(現任)                                                                                                     | 11,400株           |
| 7         | た じま てる ひこ<br>田 島 照 彦<br>(昭和16年5月24日生)   | 平成3年12月 知多信用金庫理事<br>平成14年6月 知多信用金庫監事<br>平成15年6月 知多信用金庫監事退任<br>平成21年6月 当社社外監査役<br>平成25年6月 当社社外取締役<br>(現任)                                                                                                                                              | 5,000株            |
| ※<br>8    | わた なべ あきら<br>渡 邊 明<br>(昭和21年1月14日生)      | 昭和53年12月 札幌学院大学助教授<br>昭和63年4月 四日市大学経済学部教授<br>平成5年4月 埼玉大学経済学部教授<br>平成10年4月 三重大学人文学部教授<br>平成12年4月 三重県三重ブランド選定委員会<br>委員長<br>平成19年4月 中部経済産業局地域資源活用事<br>業評価委員会委員長 (現任)<br>平成21年5月 三重大学名誉教授 (現任)<br>平成23年4月 福山市立大学都市経営学部教授<br>(現任)<br>平成23年4月 埼玉大学名誉教授 (現任) | 一株                |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. ※印は、新任の取締役候補者であります。

3. 田島照彦氏および渡邊明氏は、社外取締役候補者であります。

4. 田島照彦氏を、社外取締役候補者とした理由は、金融関係の出身としての経験により幅広い知識と見識を有し、社外取締役として業務内容などに関するアドバイス・提言が行われるものと考え選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。社外取締役就任前4年間、当社の社外監査役でありました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

5. 田島照彦氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、損害賠償責任の限度額は120万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。



6. 当社は、田島照彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 渡邊明氏を、社外取締役候補者とした理由は、大学教授としての経験により幅広い知識と見識を有し、社外取締役としてマーケティングに関するアドバイス・提言が行われるものと考え選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
8. 渡邊明氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、損害賠償責任の限度額は、120万円または法令が規定する額のいずれか高い額にいたします。

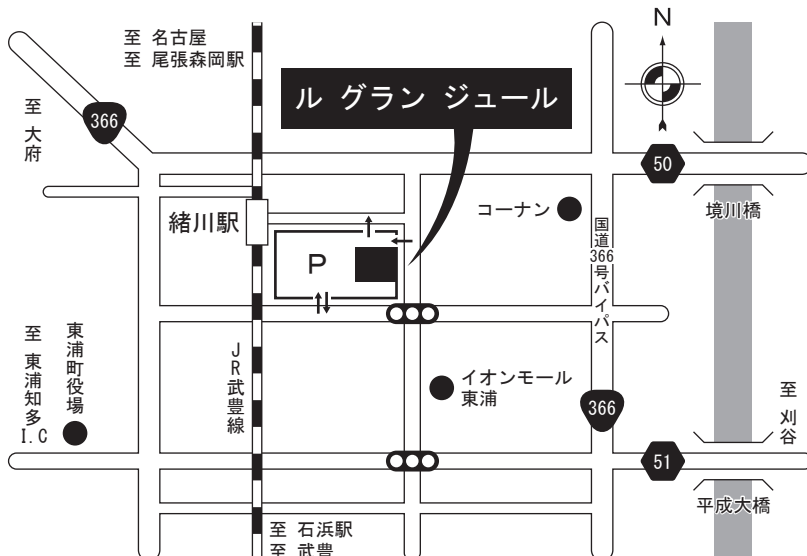
以上

メ モ

[illegible]

# 株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県知多郡東浦町大字緒川字旭6-2  
 イオンモール東浦エンジョイライフ館1F  
 ル グラン ジュール  
 ※昨年の会場から場所が変更になりました。



## 交通機関

- ・ J R 武豊線緒川駅徒歩1分
- ・ 東浦知多 I C を下りて左折 東浦町役場方面へ約10分
- ・ 高浜・碧南・西尾方面より 衣浦大橋を渡り、  
イオンモール東浦方面へ約15分
- ・ 刈谷・安城・知立方面より 平成大橋を渡りすぐ

イオンモール緒川駅前有料立体駐車場をご利用ください。

(入庫から3時間まで無料)

会場は、イオンモール東浦の別館です。お間違いのないようお願いいたします。

